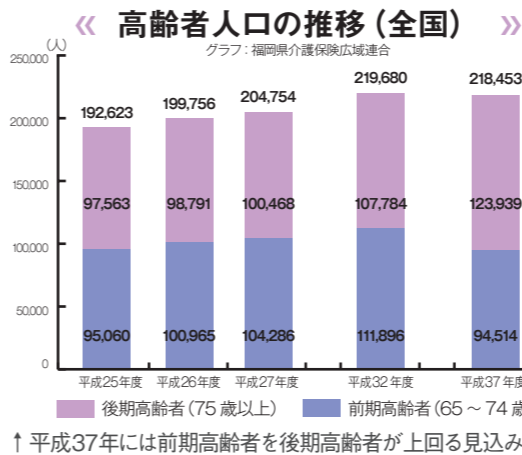


いつまでも安心して生き生きとした暮らしを。高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送るため、平成12年にスタートした介護保険制度。急速な少子高齢化に伴い、国全体の介護給付費は制度スタート時から3倍近く増加しました。10年後の平成37年には、団塊の世代が75歳を迎えるため、介護保険サービスの利用者が増え、介護保険制度の持続が危ぶまれています。この難局を乗り切るため、国は介護保険制度を大幅に見直し、8月1日から、一定以上所得者に対する「利用者負担割合の変更」と「高額介護サービス費の負担限度額の変更」を実施します。



所得に応じ自己負担が2割に

介護保険サービスの利用者負担は、所得にかかわらずサービス費の1割でしたが、8月1日から、一定以上の所得がある人は2割負担になります。

2割負担になる人

65歳以上の人のうち、本人の合計所得金額が160万円以上あり、年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の人

※要介護(要支援)認定者には、所得などに応じた負担割合を記載した「介護保険負担割合証」が発行されます。介護保険サービスを利用するときは、この負担割合証を介護サービス事業者に提示してください。



→「介護保険負担割合証」には介護サービス事業者が確認できるように、負担割合が記されています。有効期間は、毎年8月1日から翌年7月31日まで。紛失のないようご注意ください。

「月々の利用者負担上限額(高額介護サービス費)」

利用者負担段階区分	単位	上限額(1か月)
<b>現役並みの所得がある人【新設】</b> 同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、単身で年収383万円以上または2人以上で年収520万円以上の収入がある場合	世帯	44,400円
一般世帯(他の区分に該当しない)	世帯	37,200円
町民税非課税	世帯	24,600円
<ul style="list-style-type: none"> <li>●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人</li> <li>●老齢福祉年金の受給者</li> </ul>	個人	15,000円
<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護の受給者</li> <li>●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者にならない場合</li> </ul>	個人世帯	15,000円

※注1 同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合算ができます。  
 ※注2 「世帯」は住民基本台帳上の世帯員で介護サービス利用者全員の負担合計を差し、「個人」とは利用者本人の負担上限額を差します。

高額介護の上限額が変更

介護サービスを利用して支払った負担額が、1か月の合計で上限額を超えた場合、申請するとその超えた分のお金が戻る「高額介護サービス費」。現役並みの所得がある人の負担限度額の上限が新設されました。新設上限額の対象者は、同一世帯内に現役並みの所得(課税所得145万円以上)の65歳以上の人がいる場合です。ただし、次

の①②に当てはまる場合、あらかじめ申請すると、一般世帯区分の上限額(3万7千200円)になります。

- ① 同一世帯内に65歳以上の人が1人いて、収入が383万円未満
- ② 同一世帯内に65歳以上の人が2人以上いて、その人たちの収入合計額が520万円未満

※対象者には7月中旬に申請書を送付しています。必要事項を記入の上、お早めの申請をお願いします。

保健課 地域包括支援センター係  
 ☎280-01502

介護保険の費用負担が8月1日から変わります。



介護保険サービスをご利用のみなさんへ



介護保険の被保険者

40歳以上の人  
 (一部例外を除く)

40歳以上の人介護保険料を毎月支払うことで、介護保険サービスを運営しています。今年度の介護保険料決定通知書は8月上旬までに郵送しますので、納め忘れにご注意ください。

サービス対象者

要介護(支援)認定を受けた人

【65歳以上の人】  
 →要介護(支援)状態になった場合  
 【40~64歳の人】  
 →特定疾病により、要介護(支援)状態になった場合

施設利用の補助条件を見直し

施設で介護サービスを利用する人の食費や居住費に関する負担軽減の基準変更

今までは所得の低い人が介護保険の負担軽減適用の施設やショートステイをご利用をした場合、食費・居住費の負担軽減を行っていましたが、次の①②に当てはまる場合、8月1日から利用した際にかかる費用は負担軽減の対象外となります。

- ① 配偶者が町民税課税者の場合
- ② 世帯分離をしていても、配偶者が町民税が課税されている場合は、負担軽減の対象外になります。
- ③ 預貯金が単身で1千万円、夫妻で2千万円を超えた場合

特別養護老人ホームの相部屋(多床室)に入所する課税世帯の人は、室料相当の額を負担

特別養護老人ホームの入所者、ショートステイの利用者のうち、相部屋(多床室)に入所していて、今までの食費や部屋代の負担軽減を受けていない人は、8月1日から「室料相当」が加算されます。具体的な部屋代などについては、ご利用の施設と入居者との契約事項となりますので、個別に各施設へ問い合わせください。